

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 黒石

03-3591-6361 (内線 5402)

03-3591-7946 (直通)

平成19年3月14日

海上保安庁

平成18年の海上犯罪取締り状況(確定値)

<<平成18年の海上犯罪取締り状況のポイント>>

「科学捜査」も駆使した続発海難の原因究明への貢献

悪質密漁事犯の防止強化策への寄与

海洋環境保全に対する企業コンプライアンスの低下への警鐘

密輸・密航に対する各施策の推進により法秩序の維持に寄与

この度、「平成18年の海上犯罪取締り状況(確定値)」をまとめましたのでお知らせ致します。

平成18年における海上犯罪の送致件数は、前年の6,257件から6,691件に434件増加し、前年と比べて約7%増加いたしました。

同年の海上犯罪取締り状況のポイントは、以下のとおりです。

「科学捜査」も駆使した続発海難の原因究明への貢献

鹿児島佐多岬沖での高速旅客船トッピー4の衝突海難や鹿島沖での大型鉱石運搬船3隻による連続乗揚げ海難では当事者の刑事責任の有無を明らかにするために捜査を行いました。特にトッピー4の衝突海難では、鑑識・鑑定による「科学捜査」も駆使して徹底した事故原因の究明に努めました。究明されたこれら事故原因の結果は、今後の再発防止策や海上交通安全行政にも活用されるものとなり、海難事件捜査の結果が海上交通安全対策にも貢献することとなります。

悪質密漁事犯の防止強化策への寄与

同年は暴力団等による組織的で大がかりな密漁の摘発が相次ぎましたが、重要な

は摘発した密漁者の刑事訴追だけでなく将来に向けてこの種密漁犯罪を根絶していくことであり、そのためには海上保安庁による取締りの強化はもちろん、規制や罰則の強化といった法制面での対策も急務と考えており、海上保安庁による密漁事犯の摘発や突き上げ捜査の実施がこれら関係省庁等における取り組みを後押しすることとなりました。

海洋環境保全に対する企業コンプライアンスの低下への警鐘

海洋環境保全の観点からも海上保安庁では、環境犯罪に対し監視取締りの目を光らせていますが、相変わらず頻発する大手を含む企業活動に伴う環境犯罪にも留意し、その実態を捜査により明らかにしていくことで、環境保全に対する企業コンプライアンス低下への警鐘を鳴らすこととなりました。

密輸・密航に対する各施策の推進により法秩序の維持に寄与

小口化・巧妙化が見受けられる密輸・密航事犯に対応するため、海上保安庁では、密輸・密航専従セクションの設置、海上保安部署への国際取締官の配置等、取締体制の強化を図るとともに、外国船舶に対する立入検査の強化、国内外関係機関との連携・協力等の各施策を強力に推進しており、その結果、昨年を上回る成果をあげることができました。密輸・密航に端を発していると考えられる薬物・銃器、外国人犯罪については、国民の平穏な生活を脅かすなど我が国の治安に深刻な影響を及ぼすものであり、密輸・密航事犯を水際で阻止し、成果をあげたことは、我が国の法秩序の維持に寄与するものとなりました。

〔参 考〕

大量退職到来を見据えた「現場法執行能力の維持・向上」への取り組みに本格着手

海上保安庁では、2007年問題と称されるベテラン海上保安官の大量退職期を控え、若手海上保安官を主な対象とした「現場法執行能力の維持・向上」のための取り組みにも本格着手したところです。

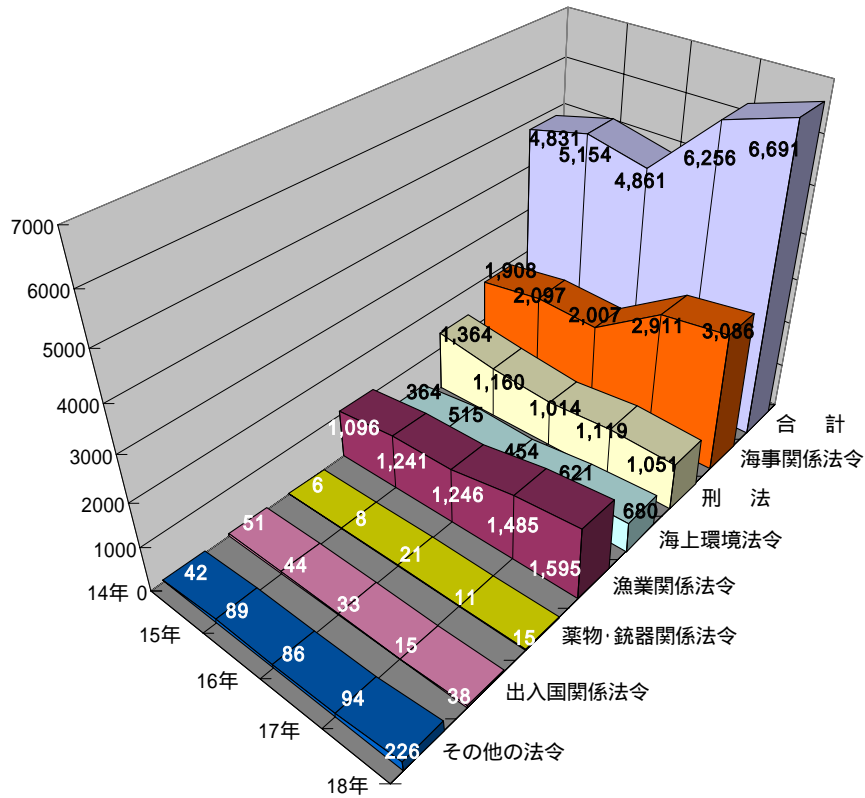
一般に海上犯罪は陸上犯罪よりも直接的な被害が明確でなく、犯行実態も見えにくいという特徴があります。このように海上犯罪に的確に対処していくためには、単に関係者からの通報を待ち受けるだけでなく、積極的に出向いて情報を収集・分析するとともに、船艇及び航空機によるしょう戒や立入検査等を通じて少しいの異変や違反を見逃さないという目を養っていくことが重要です。このような能力をしっかりと若手海上保安官にも身に付けてもらうため、各管区海上保安本部においては、立入検査競技大会等の開催等、実践的な訓練・研修等を展開しているところであり、海上保安庁（本庁）においても「本庁推進本部（推進本部長：長官）」を設置し、この取り組みを組織的・体系的にしっかりと推進していくこととしています。

海上保安庁では、海の安全と治安の確保を図るという任務を遂行し、国民の皆様の期待に応えていくため、平成19年以降も各種海上犯罪に真剣に立ち向かっていく所存です。

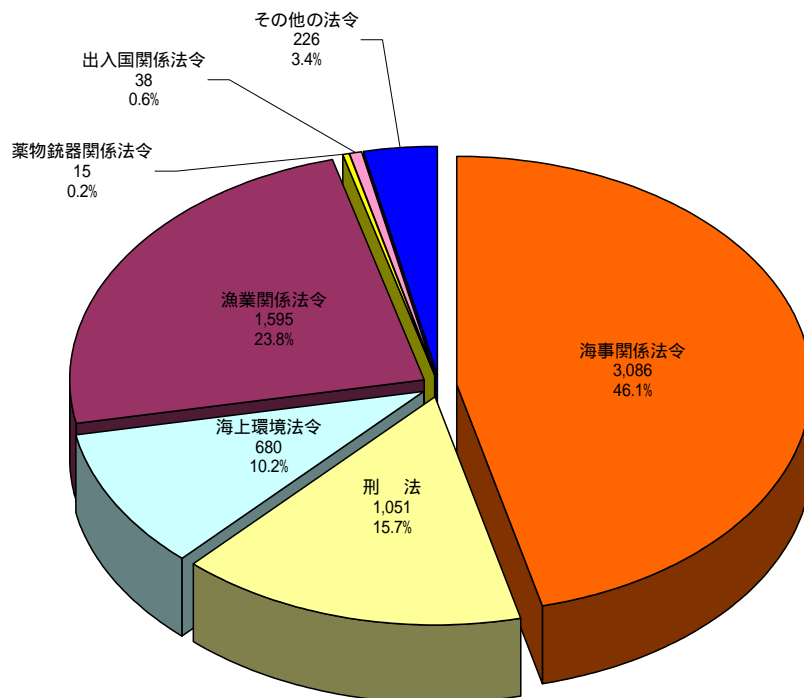
また、これら困難な任務に将来にわたっても的確に対応していけるような現場法執行能力を有する海上保安官を確保していく必要があると考えています。

【別 図】

《法令別構成比（平成18年）》



《法令別送致件数の推移（平成18年）》

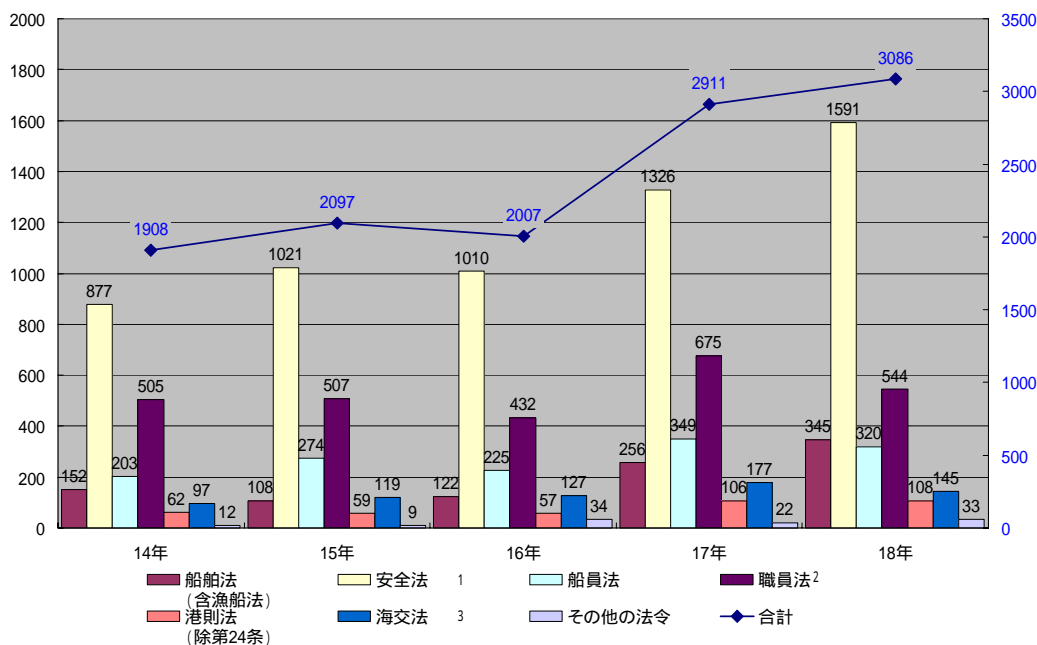


1 海事関係法令違反の取締り状況

平成18年の海事関係法令違反の送致件数は3,086件(前年2,911件)で、前年と比較し175件(約6%)の増加となりました。

罪種別では、船舶検査不受検運航、定員の超過や過積載の禁止等を規定する船舶安全法違反の送致件数が1,591件で全体の約52%を占めており、次いで無資格運航の禁止等を規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法関係違反が544件で全体の約18%を占めています。なお、小型船舶操縦者の遵守事項違反については、23件の違反を確認しております。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の状況》



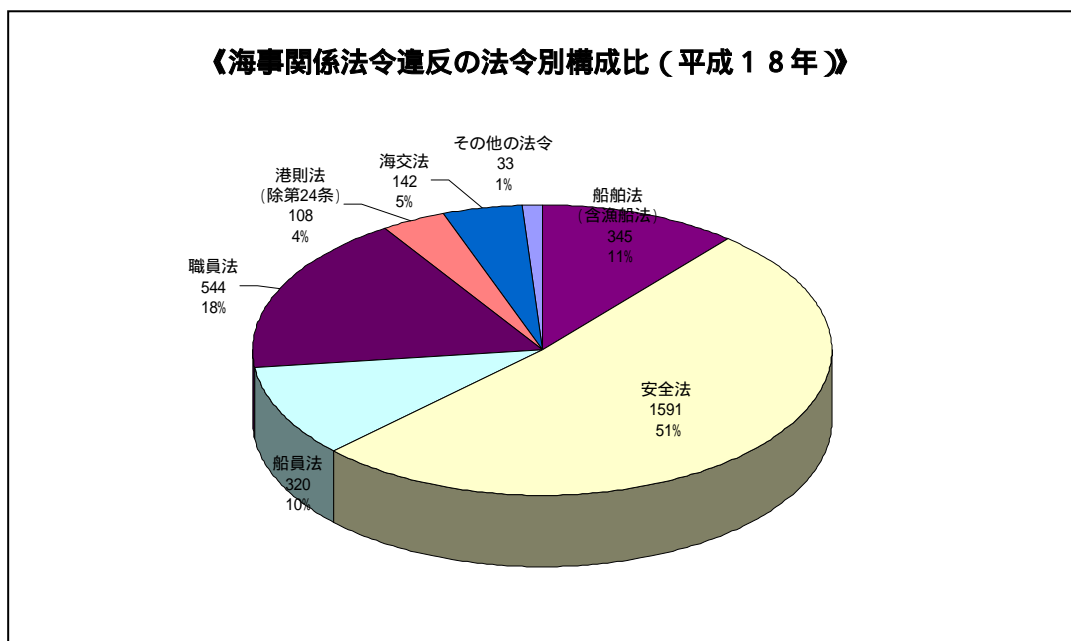
- 1 「安全法」とは「船舶安全法」のことをいう。
- 2 「職員法」とは「船舶職員及び小型船舶操縦者法」のことをいう。
- 3 「海交法」とは「海上交通安全法」のことをいう。

海事関係法令の違反は、陸上で言えば自動車のシートベルトの着用義務違反などと似ており、その違反行為がただちに誰かに迷惑をかけたり、被害を及ぼすという性格のものではないという見方もありますが、海事関係法令のほとんどは、船舶を運航する自分自身や乗組員の安全を守るために定められているものであることをしっかりと認識していただきたいと考えています。海上保安庁は、海上犯罪の取締りを任務とするとともに海難の救助も重要な任務としており、海事関係法令を守って運航してい

ば起こらなかった海難や、救命胴衣を着用していれば助けられた人身事故を何度も見て、歯がゆい思いをしてきました。海上保安庁としては、遵法精神の欠如によって引き起こされる不幸な海難や人身事故を減少させるため、皆様ご自身や皆様の家族を守るためにも、海事関係法令の取締りにも力を入れているのです。

平成18年は、自動車の飲酒運転が社会問題化しましたが、海上においても飲酒運航対策が進められています。当然のことながら、船舶を運航するためには海技免状などの資格が必要です。資格を持つということは、責任を負うことでもあることを理解していただき、関係法令を遵守し、海の安全に努めていただきたいと思います。

一方、プレジャーボートや水上オートバイの無謀運転も問題化しています。遊泳者付近を高速で運転したり、プレジャーボートや水上オートバイ同士でふざけあって危険な運転をすることにより、衝突事件や死傷事件なども発生しています。マリンレジャーを楽しむことは素晴らしいことですが、前述のとおり、海技免状などを持つことの意味を十分理解し、法令やマナーを遵守して安全運転に心がけていただきたいと思います。



【平成18年の主な事件】

青森湾において小型船舶不法運航を集中的に検挙（青森海上保安部）

平成18年4月、青森海上保安部では、プレジャーボートの稼働時期を迎え、プレジャーボートに対する地元からの強い指導・取締り要請が寄せられていたことを受け、ゴールデンウィーク期間中に集中的な取締りを実施した結果、救命胴衣不備等のプレジャーボート等14隻を船舶安全法等で検挙しました。

明石海峡において貨物船等航路外航行を検挙（神戸海上保安部）

平成18年4月中旬、神戸海上保安部では、明石海峡周辺における航路航行義務船の航路外航行等が見受けられるとして、集中的な取締りを実施した結果、貨物船等8隻の航路外航行等を現認し、海上交通安全法違反で検挙しました。

博多湾内海水浴場付近において水上オートバイ集団不法運航を検挙（福岡海上保安部）

平成18年7月初旬、福岡海上保安部では、例年夏期シーズンに海水浴場周辺海域での水上オートバイの無謀運転等について多数の苦情が寄せられていたことを受け、集中的な取締りを実施した結果、無検査運航、無資格運航等の水上オートバイ6隻を船舶安全法違反及び船舶職員及び小型船舶操縦者法違反で検挙しました。

2 刑法犯の取締り状況

平成18年の刑法犯の送致件数は**1,051件**（前年1,119件）で、前年と比較し68件（約6%）減少しました。

罪種別では、衝突、乗揚げ等の往来を妨害する罪（業務上過失往来危険等）が**807件**（刑法犯全体の約77%）、次いで過失傷害の罪（業務上過失致死傷等）が**146件**（刑法犯全体の約14%）と船舶運航上の過失に起因するもの

刑法犯の法令別送致件数の状況

	第5章	第9章	第11章	第17章	第26章 第27章	第28章	第36章	その他の章の罪	合計
	公務執行妨害	放火及び失火の罪	往来を妨害する罪	文書偽造の罪	殺人傷害等の罪	過失傷害の罪	窃盗及び強盗の罪		
14年	7	4	1,141	0	29	146	27	10	1,357
15年	0	11	963	0	18	140	8	20	1,160
16年	0	11	803	0	24	138	16	22	1,014
17年	0	8	907	6	29	146	6	17	1,119
18年	0	6	807	17	48	146	13	14	1,051

が全体の約9割を占めており、この他に殺人傷害等の罪などで**48件**の刑法犯を送致しております。

海上保安庁が取り扱う刑法犯の主なものは、船舶が衝突した場合や座礁した場合に適用される船舶の往来を妨害する罪です。一般には聞きなれない犯罪ですが、船舶は大きな貨物や大勢の旅客を輸送するという性質から、過失によって衝突や座礁によって自船や他船の航行に危険を及ぼした場合に、その原因者には重い処罰（責任）が科されます。

鹿児島県佐多岬沖合いで発生した高速船トッピー4による水中木材との衝突事故は、乗客のほとんどが負傷するという大事故となりましたが、この事故についても海上保安庁では当時の船長や当直者に船舶運航上の過失がなかったか否かについて徹底した



トッピー4の実況見分の様子

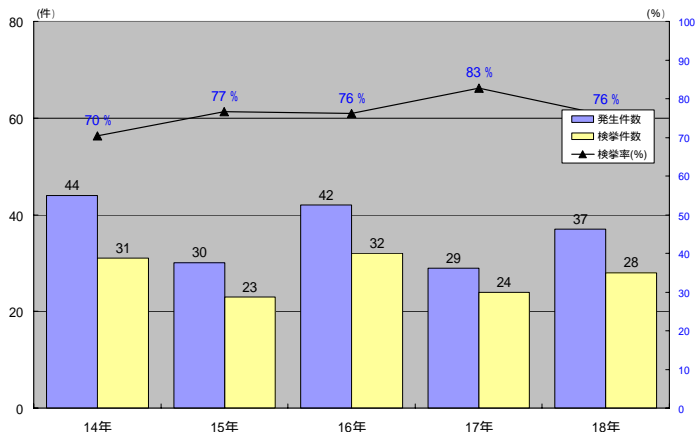
捜査を行いました。そして、入念な**鑑識活動**や海上保安大学校における**専門的な鑑定**により衝突相手物を水中に漂う木材と特定する等して、事故原因の究明に努めました。

このように海難事件捜査を通じて究明した事故原因結果は、刑事責任の追及のみならず、今後の再発防止策にも反映させることができ、海上交通安全対策にも貢献する

ものとして、海の安全を担う海上保安庁組織全体で活かして行くことが重要であると考えています。

また、平成18年10月に茨城県鹿島港内及び鹿島港沖において鉾石運搬船「G I ANT STEP号」(98,587トン、パナマ船籍)、貨物船「OCEAN VICTORY号」(88,853トン、香港船籍)及び石炭輸送船「ELLIDA ACE」(85,350トン、パナマ船籍)の3隻が相次いで座礁するという事故が発生しましたが、これらは単に海上荒天により発生した事故というものではなく、船長として又は当直者として事故を避けるための適切な措置を執らなかったことによって事故

衝突逃走事件の発生・検挙件数及び検挙率の状況



を招いてしまったというものでした。つまり、天候がどのように悪化するかを事前の気象情報で把握し判断していれば、時機を失せず安全な海域に避難することができますし、しっかりと錨を下ろして船が流されたりしないように準備することもできたはずです。そういった船の安全



座礁した OCEAN VICTORY 号

のための適切な措置を執らなかったことにより事故が発生した場合には、船舶の運航の安全に責任をもつ船長や当直者等に対して過失を特定し、刑法（業務上過失往來危険等）を適用することになります。一連の座礁事故においても、責任ある立場の者の判断ミスによって自船を航行不能とさせ、さらには、船員を死傷させたりと具体的な被害を発生させているのです。

その他の犯罪として、殺人・傷害等の罪については、毎年一定の水準で推移していますが、これは、陸上で発生する事件とは若干背景が異なる場合が多いと考えています。それは、船舶は狭い船内で長期間生活したり、国籍の異なる人たちが一緒に仕事をしたりと、陸上生活から見ればかなり特殊な形態になっており、船内生活独特の居住環境や労働環境から来る様々なストレスや言葉の問題から十分な意思の疎通が図られないことなどが引き金となって、船内における傷害事件等に発展してしまうというものです。このような事件の未然防止は大変難しく、また、事件現場も我が国から遠く離れた洋上にある船内ということで、被疑者の身柄の確保も含め、その捜査には困難を極めることが多く、海上犯罪に見られる特殊な事例の一つと言えます。

海上保安庁では、今後も、遺留塗膜の分析等による衝突逃走事件等での衝突相手船の特定や証拠化や海難事件の原因究明のほか、殺人、傷害、放火、窃盗といった生命や財産に直接影響を及ぼす悪質な犯罪に的確に対応できるよう、現場鑑識体制や鑑定分析体制の充実強化を図っていくこととしています。

【平成18年の主な事件】

鹿島港沖においてパナマ籍鉱石運搬船が乗揚げ乗組員が死傷・行方不明（鹿島海上保安署）

平成18年10月、鹿島港沖合において錨泊中のパナマ籍鉱石運搬船「GIANT STEP号」が、いわゆる爆弾低気圧による折からの強風に煽られ走錨、海岸付近に乗揚げ、船首部に取り残されていた乗組員13名が波にさらわれ、8名が死亡、2名が行方不明となりました。鹿島海上保安署は、事故当時の船長を、業務上過失往来危険及び同過失致死傷等で検挙しました。

瀬戸内海を航行中のフェリー船内において窃盗事件発生（高松海上保安部）

平成18年10月、瀬戸内海を航行中のフェリー「さんふらわああいぼり」船内において、女性団体客の鞆内から現金が抜き取られる窃盗事件が発生しました。通報を受けた高松海上保安部は、乗り合わせた乗客（外国籍女性）が現金を盗んだことを突きとめ、同人を窃盗容疑で逮捕しました。

太平洋を航行中のまぐろ延縄漁船船内において殺人事件発生（塩釜海上保安部）

平成18年11月、金華山南東沖約700kmの太平洋を航行中のまぐろ延縄漁船船内で、インドネシア人船員が日本人船長を殺害する事件が発生しました。塩釜海上保安部は、巡視船を現場に急行させ、犯行の状況等を特定するとともに、このインドネシア船員を塩釜まで同行のうえ、殺人容疑で逮捕しました。

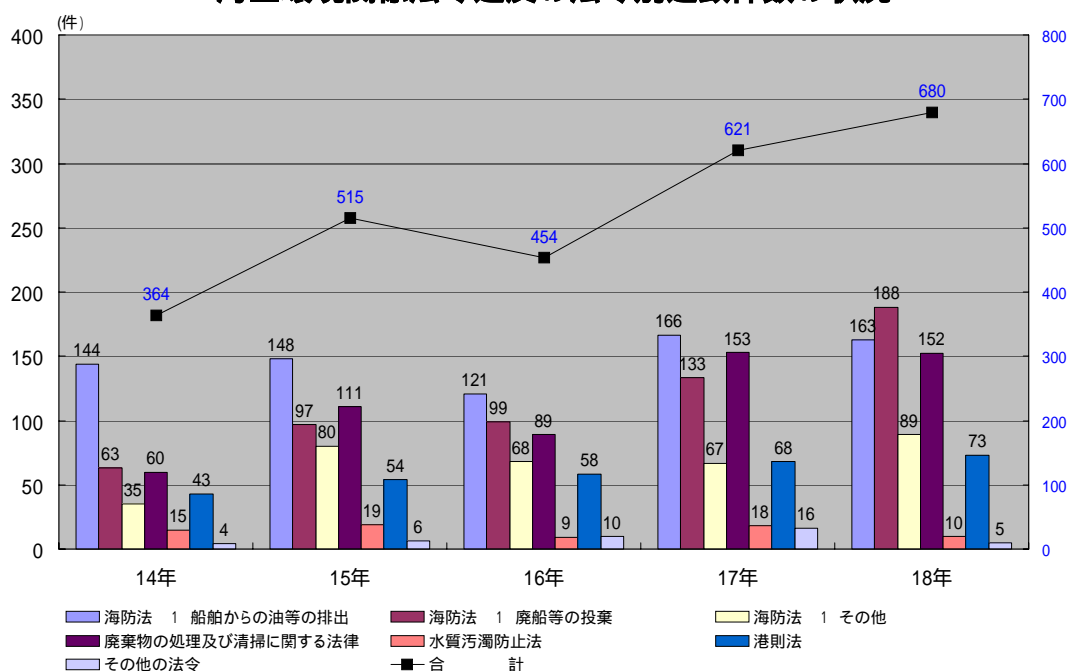
3 海上環境関係法令違反の取締り状況

平成18年の海上環境関係法令違反の送致件数は**680件**（前年621件）で、前年と比較し59件（約10%）の増加となりました。

外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき船舶の航行の利益に配慮した取締りを実施（担保金の提供による釈放制度を運用）しており、その結果、23件についてこれを適用し、総額1,600万円の担保金の提供を受けました。

海上保安庁の取り扱う海上環境関連法令違反の主なものは、船舶からの油等の排出や不要になった漁船やプレジャーボートの不法投棄、臨海工場からの汚水の排出などが挙げられます。いずれの犯罪も、海の上では目撃者が少ないために、犯行が見逃さ

海上環境関係法令違反の法令別送致件数の状況



1 「海防法」とは、「海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律」のことをいう。

れてしまう恐れがあります。そこで、海上保安庁では航空機を活用して、高い位置から広域な監視を行うことによって、沖合いで船舶が油等を流していないか、人目のつきにくい島影等に廃船が不法投棄されていないか等、巡視船艇や陸上からだけでは発見しにくいこれらの不法行為に対し空からの目も光らせ、摘発に努めています。特に、長年社会問題化している廃船等の不法投棄については、投棄者の特定には困難を極めることが多く、関係者からの情報収集や、残された証拠物の精査など、地道で時間のかかる捜査活動が必要になります。しかしながら、このような犯罪を確実に摘発していくことによって、不法投棄をすれば必ず検挙されるということを認識させ、不法行為の抑止に努めるとともに、投棄者に対しては、責任をもって適正処分をさせることも海上

担保金の提供による釈放制度の適用状況

水域別	国籍別	国別									
		合計	パナマ	フィリピン	シンガポール	ペリீズ	グルジア	イギリス	カンボジア	ロシア	北朝鮮
合計		23	9	1	1	2	1	1	2	5	1
領水		20	8	1	1	2	1	-	1	5	1
排他的経済水域		3	1	-	-	-	-	1	1	-	-

注 1 件数は、担保金(保証書提供分を除く。)又は保証書の提供件数を示す。
 2 件数は、すべて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係るものである。
 3 領水とは、内水及び領海をいう。

保安庁の重要な役割であると考えています。

また、平成18年は企業が絡んだ環境犯罪も多く発生しました。これらは、環境保全のための設備投資を軽視軽減したために十分に処理されていない汚水等を海域に排出したというものであり、このような環境犯罪は、海洋環境保全よりも企業利益を優先する悪質な行為と言わざるを得ません。現場の海上保安官は、海洋環境保全のためにも、このような悪質な環境犯罪に日夜監視の目を光らせており、わずかな異状も見逃さないという情熱をもって取り組んでいます。このような地道な取り組みが不法行為の摘発につながり、企業のコンプライアンス意識を高めることにもつながっていくものと考えています。

【平成18年の主な事件】

ほっき貝殻を不法投棄した漁業者28名を検挙（釧路海上保安部）

平成18年2月、釧路海上保安部は、平成17年12月から平成18年2月にわたり、ほっき貝の剥き身作業で発生したほっき貝殻約85トンを釧路港等に不法投棄した漁業者28名を、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反等で検挙しました。

ふん尿等の汚物を排出した大手建設会社を検挙（横浜海上保安部）

平成18年9月、横浜海上保安部は、平成18年3月から4月までの間、マンション建設現場から発生した、作業員のふん尿等の汚物約3トン在京浜港（横浜）に排出したとして、大手建設会社の作業所統括所長等3名及び法人を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。

平成18年においては、これ以外にも大手企業による大量の漂着海草の不法投棄事件や大手自動車関連会社による汚水の不法排出事件などがある。

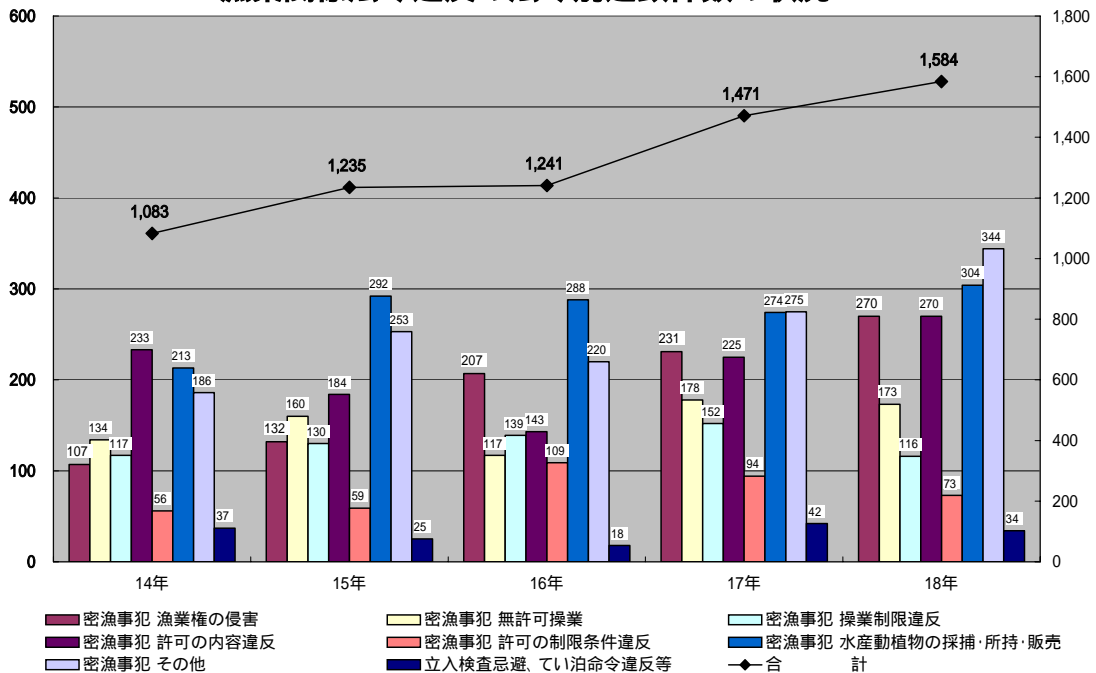
ずわいがにを不法投棄したロシア籍貨物船乗組員を検挙（稚内海上保安部）

平成18年10月、稚内海上保安部は、稚内港に着岸しているロシア籍貨物船から、鮮度低下により商品価値のなくなったずわいがに約103キログラムを稚内港内に不法投棄した同船ロシア人甲板長を、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

4 漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の取締り状況

平成18年の漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の送致件数は 1,58

漁業関係法令違反の法令別送致件数の状況



4件(前年1,471件)で、前年と比較し113件(約8%)の増加となりました。

漁業関係法令の中でも力点を置いたのは、平成17年に引き続き無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる密漁事犯の摘発であり、その結果、**1,550件**(漁業関係法令違反の約98%、前年比121件の増加)を送致しました。

平成18年は、海上保安庁の密漁取締りの模様がテレビや新聞報道に取り上げられることが多い1年でした。それは、近年の密漁の形態が個人によるコソ泥的なものから暴力団などの背後組織と一体となった大掛かりな犯罪に変化してきている中で、グルメブームとも相まって、密漁の規模や金額が大きくなり、社会問題化したためだと思われます。密漁組織に目をつけられやすいのは、うに、あわび、さざえなど高級食材が比較的安価な道具で高額



の収益が期待できることにあります。特に最近では、中国における黒なまこの需要が急激に高まり、これまであまり売買の対象とされてこなかった黒なまこ密漁が急激に増加したものと考えています。最近のなまこの対中輸出量は、2004年の13,908kgから2006年11月現在の数量で27,402kgと約2倍に増加しており(財務省HPによる)、取扱い相場も約

23,000 円 / kg から約 33,000 円 / kg (香港との取扱いにおいては、約 28,000 円 / kg から 47,000 円 / kg) に上昇しています。当面は中国の経済成長と相まって、黒なまこの密漁も後を絶たないものと考えていますが、このような悪質な密漁を撲滅するためには、密漁行為者のみならず背後組織も一網打尽にする必要があり、長期間に及ぶ地道な捜査や情報収集が必要になります。そのためにも、漁業者の皆さんや一般の方々からの密漁に関連する情報が重要になりますので、今後とも、一層のご協力をお願いしたいと思います。

そして、関係省庁や関係団体とも連携協力しながら、密漁対策を講じていく所存ですが、特に、最近の組織的・常習的な密漁の発生状況やその規模を考慮すれば、今後の再発防止や抑止効果を上げるため

	14年	15年	16年	17年	18年
小計	1,046	1,210	1,223	1,429	1,594
漁業権の侵害	107	132	207	231	270
無許可操業	134	160	117	178	173
操業制限違反	117	130	139	152	116
許可の内容違反	233	184	143	225	270
許可の制限条件違反	56	59	109	94	73
水産動植物の採捕・所持・販売	213	292	288	274	304
その他	186	253	220	275	344
立入検査忌避、てい泊命令違反等	37	25	18	42	34
合計	1,083	1,235	1,241	1,471	1,584

には、海上保安庁による取締りの強化だけでなく、規制や罰則の強化を含めた法制面での対策も不可欠と考えられることから、関係省庁との関係をさらに密接にし、海上保安庁によるこれら取締りの現状を各種密漁防止対策に積極的に反映させていきたいと考えています。

【平成18年の主な事件】

熊野市沖合海域においてまき網漁船団による集団密漁を検挙（尾鷲海上保安部）

平成18年2月、尾鷲海上保安部は、操業許可区域外でまき網漁を操業中の漁船団を認め、17隻（4船団）を、三重県漁業調整規則違反で検挙しました。

北海道浦河沖においてうにの大規模密漁を摘発（浦河海上保安署）

平成18年6月、浦河海上保安署は、密漁者1名を北海道海面漁業調整規則違反で逮捕しました。さらに、その後の捜査により、逮捕された密漁者の他に4名の密漁者が、組織的に潜水器密漁をしている事実が明らかとなり、密漁した「うに」は89トン（水揚げ金額約8,500万円）にのぼることを特定しました。

北海道室蘭沖において愛媛県密漁グループによる組織的な潜水器密漁事件を摘発（室蘭海上

保安部)

平成18年10月、室蘭海上保安部は、かねてから潜水器密漁の内偵捜査を行っていたところ、密漁した漁獲物を陸揚げ中、関係者10名を取り押さえ、北海道海面漁業調整規則違反で逮捕しました。その後の捜査により、密漁した「黒なまこ」は19トン（水揚げ金額約2,300万円）にのぼることを特定しました。

5 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

平成18年の外国人漁業関係法令違反の送致件数は11件（前年14件）で、前年と比較し3件の減少となりました。

このうち、我が国の排他的経済水域内で無許可操業を行った4件については、出頭に係る担保金（保証書）の提供がなされたことから、国際法及びE Z漁業法^{注1}に基づき被疑者を釈放しており、被疑者等から提供のあった担保金の合計額は1,522万円となっております。



海上保安庁が平成18年に検挙した外国漁船による不法操業形態の特徴としては、日本海中部に設定されている日韓暫定水域内での適正な操業を装って、その周辺の我が国排他的経済水域内で不法操業を行っていた韓国刺し網漁船によるものや、対馬沖や宮古島沖の我が国の排他的経済水域内において不法操業を行っており、巡視船艇による追跡を振り切ろうと逃走を図ったもの等、悪質・巧妙なものが挙げられます。

また、摘発した国籍別の内訳の特徴として韓国漁船の送致件数が前年の11件が5件と減少していることが挙げられます。これは、平成7年5月に発生した「502シンブン号事件」^{注2}を契機として、韓国国内で水産業法の改正、侵犯操業・だ捕防止に係る教育指導などを積極的に行っていることも一つの要因となっていると思われ、韓国漁船による違反



の減少がそのまま外国漁船全体の送致件数の減少につながった形となっています。

その一方で我が国周辺海域や日韓暫定水域周辺海域などにおける韓国漁船の徘徊が依

然として確認されており、高性能なGPSやレーダーを搭載する等によって、監視の目を盗んだ悪質な不法操業が行われている状況も窺われます。

このため、海上保安庁では、巡視船艇及び航空機の高速・高性能化を順次図って厳格な監視・取締りを行うとともに、関係機関とも連携を図り、外国漁船による不法操業の摘発に努めることとしています。

外国漁船の国籍別送致件数の状況

国籍等 違反区分 年別	ロシア				(台湾)				中国				韓国				その他				合計			
	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	漁業法 （立入検査 忌避）	小計
14年	2	2	0	4	1	2	0	3	0	0	0	0	6	0	3	9	0	0	0	0	9	4	3	16
15年	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	3	1	1	5	0	0	1	1	3	3	2	8
16年	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	2	1	4	0	5
17年	1	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	5	3	3	11	0	0	0	0	7	3	4	14
18年	0	1	0	1	3	0	1	4	0	0	0	0	5	0	0	5	0	1	0	1	8	2	1	11

注1： E Z 漁業法とは「排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律」のことをいう。

注2： シンプン号事件とは、平成17年5月31日深夜、長崎県対馬北東の我が国排他的経済水域内で徘徊中の韓国あなご筒漁船「502シンプン号」を海上保安庁の巡視艇が発見。立入検査を実施するため停船命令を発したところ、シ号はこれを無視し逃走したことから、巡視艇による強行接舷の上、海上保安官を移乗させたにもかかわらず、シ号は海上保安官2名を乗せたまま逃走を続けた。その後、韓国海洋警察庁警備艇にシ号が接舷したことから、海上保安庁と韓国海洋警察庁との間でシ号船長等の取扱いについて協議がなされ、最終的に、シ号船長が海上保安庁の立入検査を忌避した違反事実を認め、ポンド制度に基づく担保金の支払いを確約した保証書を提出したことから、シ号船長を船体とともに釈放し韓国側に引き渡したものの。

【平成18年の主な事件】

宮古島沖合海域において台湾漁船を無許可操業等により検挙（石垣海上保安部）

平成17年12月31日、那覇航空基地所属の航空機が沖縄県宮古島沖合の我が国の排他的経済水域内で、操業中の台湾はえ縄漁船を発見しました。巡視船艇が直ちに現場に向かいましたが、同船はジグザク航行を繰り返し、体当たりをするなどの抵抗・逃走を続けたことから、強行接舷

により同船を捕捉し、平成18年1月1日、E Z漁業法違反等で検挙しました。

長崎県対馬沖において韓国漁船を無許可操業により検挙（対馬海上保安部）

平成18年7月、対馬西方で操業中の日本漁船から通報を受け、通報海域に急行した巡視艇が我が国の排他的経済水域内において不法操業中の韓国漁船を発見しました。同船は巡視艇による停船命令を無視し逃走を図ったことから強行接舷によって同船を捕捉し、E Z漁業法違反で検挙しました。

日本海において韓国漁船を無許可操業により検挙（浜田海上保安部）

平成18年12月、美保航空基地所属の航空機が日本海中部に設定された日韓暫定水域付近の我が国排他的経済水域において操業中の韓国漁船を発見し、停船命令をかけて追跡するとともに現場に到着した巡視船にこれを引継ぎ、追跡の末捕捉し、E Z漁業法違反で検挙しました。

北海道小樽港に入港したロシア漁船を無許可寄港により検挙（小樽海上保安部）

平成18年11月、小樽港に入港したロシア漁船に対し、立入検査を実施したところ、オホーツク海北部において複数の漁船から漁獲物の転載を受けた後、農林水産大臣の許可を受けず、小樽港に直接入港したことが判明、外国人漁業の規制に関する法律違反で検挙しました。

6 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成18年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は**15件**（前年11件）で、前年と比較し4件増加しました。

薬物・銃器事犯の態様は、ますます巧妙化の度合いを深めており、犯罪組織の関与も窺われることから、海上保安庁では、国内の関係機関との緊密な連携、情報交換の促進等の協力体制を強化し、平成18年は、海上保安庁単独又は他機関と合同で平成13年以来最多となる22件の薬物・銃器事犯を摘発しました。

平成18年中に行われた密輸入事件の主な形態は、貨物船の乗組員が、薬物・銃器を船内に隠匿し、我が国の港に着岸後、身体に巻きつけ又は携行して上陸する方法で密輸したものでした。

ここ数年は、洋上で大量の覚せい剤等を取引するいわゆる「瀬取り」の手法は認められなくなり、前述のとおり巧妙化の傾向が認められます。

また、従来から薬物・銃器の密輸事犯においてはロシア籍船又はロシア人船員が関与した事件数が全体の多くを占めていましたが、平成18年にあっても、全体の約6割と依然として高い関与率を示し、形態としてはロシア人船員による乱用目的と認められる大麻所持事件が大半を占めておりますが、約320グラムもの大麻を押収した事案もあり、ロシア籍船又はロシア人乗組員に係る薬物・銃器事犯は、深刻な情勢にあります。

海上保安庁では、組織的・計画的に行われ、益々巧妙化する薬物・銃器の密輸事犯を水際で阻止すべく、今後も、情報収集・分析等に必要な要員の増員等取締り体制の強化を図るとともに、外国船舶に対する立入検査の強化、国内外の関係機関との連携・協力の推進等の各種施策を推進し、引続き徹底した取締りを行っていくこととしています。

薬物・銃器関係法令違反の摘発件数の状況

	13年	14年	15年	16年	17年	18年
薬物関係法令違反	10	14	13	16	8	20
銃器関係法令違反	5	4	4	3	1	2
合計	15	18	17	19	9	22

【平成18年の主な事件】

フィリピン籍貨物船乗組員等によるけん銃・大麻等の密輸を摘発（第三管区海上保安本部）

平成18年1月、第三管区海上保安本部は、関係機関と合同で、横浜港に入港したフィリピン籍貨物船「EASTERN CHALLENGER号」（総トン数3,4



05トン、フィリピン人25名乗組み)を監視中、同船船員が、暴力団関係者に荷物を渡したところを認めたため、職務質問を行ったところ、けん銃11丁、実包220発、プラスチック爆弾6個、大麻約5キログラム等を密輸入していたことが判明、関与した暴力団組長を含む7名を逮捕しました。

暴力団幹部等による北朝鮮籍貨物船を利用した覚せい剤の密輸入を摘発（第八管区海上保安本部）



押収した覚せい剤

平成18年5月から7月までに、第八管区海上保安本部、境海上保安部及び国際組織犯罪対策基地は、関係機関と合同で、暴力団幹部らが、平成14年、北朝鮮から覚せい剤数百キログラムを同国籍貨物船「TURUBONG1号」（総トン数298トン、北朝鮮人17名乗組み）を使用して島根県松江市沖の洋上まで運搬させ、小型遊漁船を用いて瀬取りし、密輸入したとして、関与した暴力団幹部ら9名を覚せい剤取締法違反で逮捕しました。

中国籍貨物船乗組員等に係る覚せい剤の密輸入を摘発（第五管区海上保安本部）

平成18年9月、第五管区海上保安本部、姫路海上保安署及び国際組織犯罪対策基地は、関係機関と合同で、姫路港に着岸した中国籍貨物船「FU FENG SHAN号」（総トン数2,311トン、中国人19名乗組み）を監視中、同船乗組員がビニール袋を携帯して上陸、岸壁上において車両に手渡したのを認めたため、職務質問を実施し、覚せい剤約3キログラムを発見したことから、同船乗組員及び車両に乗っていた中国人及び日本人を覚せい剤取締法違反で逮捕しました。

ロシア籍貨物船乗組員に係る大麻の不法所持を摘発（稚内海上保安部）

平成18年11月、稚内海上保安部は、税関と合同で、稚内港に着岸したロシア籍貨物船「BAYKAL」（総トン数752トン、ロシア人18名乗組み）の立入検査を実施し、海上保安官が、機関室プレート下から、大麻約320グラムを発見、押収し、関与した同船乗組員2名を大麻取締法違反で逮捕しました。

7 出入国関係法令違反の取締り状況

平成18年の出入国関係法令違反の送致件数は52件（前年15件）で、前年と比較し37件増加しました。

平成18年の出入国関係法令違反の取締り状況は、不法入国事犯については、中国人が偽造の船員手帳等を所持し不法に本邦に入国する事件が続発し、その中でも特に本邦で就労しようとして偽造船員手帳を所持し船員になりすまし、さらに船員もこれら密航者が船員になりすましていることを知りながら自船に船員として乗船させ密航を手助け

するという悪質・巧妙な事件を相次いで摘発しました。

近年の特徴としては、過去に多発した仕立船や隠し部屋・隠し区画等に大量の密航者を隠匿する形態の大規模なものが見られなくなり、船員が自室等に密航者を隠匿したり、偽造船員手帳を所持し船員になりすます等、小口化しております。

また、不法出国企図事犯については、我が国に不法滞在している外国人が、一時的な帰国等の理由のためブローカーの手引きで不法出国を図ろうとする事件を摘発、こうした事件では、被疑者の供述から背後組織の関与が窺われ、これら組織の斡旋によりさらなる不法出国事犯の発生が懸念されます。

海上保安庁では、今後も、不法出入国事犯を水際で阻止すべく、情報収集に努め、巡視船艇・航空機を効果的に運用しながら、国内外の関係機関との情報支援や連携協力体制を強化し、積極的な監視・取締りを実施していきます。

出入国関係法令違反の送致件数の状況

	14年	15年	16年	17年	18年
不法出国	3	2	20	1	4
不法入国	36	26	6	10	21
不法上陸	2	3	3	0	1
その他	10	13	4	4	26
合計	51	44	33	15	52

【平成18年の主な事件】

パナマ籍貨物船による中国人不法入国を摘発（若松海上保安部）

平成18年2月、若松海上保安部は、関門港においてパナマ籍貨物船「FENG LIAN号」（総トン数875トン、中国人15名乗組み）から脱船逃亡した中国人1名の捜査に併せ、F号船員の書類等を精査したところ、15名中7名の船員手帳に偽造の痕跡が認められたため不法入国容疑で逮捕、さらに他の船員7名についても集団密航助長容疑で逮捕しました。



FENG LIAN号



使用された偽造船員手帳

グルジア籍貨物船による中国人不法入国を摘発（門司海上保安部）

平成18年6月、門司海上保安部は、グルジア籍貨物船「PENG XIANG号」（総トン数1,275トン、中国人12名乗組み）の中国人船員4名を偽造船員手帳による不法入国容疑で逮捕。また、残る中国人船員8名についても集団密航助長容疑で逮捕しました。さらに、本件の日本での受入役であった中国人ブローカーを横浜において逮捕しました。

韓国籍コンテナ船による韓国人不法出国企図を摘発（門司海上保安部）

平成18年1月、門司海上保安部は、関門港において警察、税関と合同で韓国籍コンテナ船「SS BUSAN号」（総トン数1,912トン、韓国人8人、フィリピン人5人乗組み）の立入検査を実施中、機関室に隠れていた韓国人女性2名を発見、不法出国企図容疑で逮捕しました。また、本件関与の同船船員3名についても不法出国企図幫助容疑で逮捕しました。

平成18年における密輸及び密航取締り状況については、平成19年1月16日発表の「平成18年における密輸及び密航取締り状況について」を参照してください。

8 その他の法令違反の取締り状況

平成18年のその他の法令の送致件数は**226件**（前年94件）で、前年と比較し132件の増加となりました。これは、不法無線局の開設等の集中取締りを強化したことにより電波法違反の送致件数が152件に増加したことが大きく影響しています。

なお、平成18年の国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律違反は5件（前年比12件の減少）でした。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に関する取締り状況等

の詳細については、平成19年1月30日発表の「国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況及び乗員名簿・乗客名簿の事前提出の義務化について」を参照して下さい。